

## 新潟市移住促進特別支援金（就業・起業）交付要綱

令和2年7月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金（就業・起業）（以下「特別支援金（就業・起業）」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、予算の範囲内において本市への移住者に対し特別支援金（就業・起業）を交付することで、東京圏から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

（特別支援金（就業・起業）申請者の要件）

第3条 特別支援金（就業・起業）を申請できる者は、第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号又は第4号のいずれかの要件を満たす就業又は起業をした者とする。

- （1）次条で定める移住元に関する要件
- （2）第5条で定める本市に関する要件
- （3）第6条で定める就業に関する要件
- （4）第7条で定める起業に関する要件

2 第8条の方法により、1世帯当たり30万円の特別支援金（就業・起業）を特別支援金（就業・起業）申請者に支給する。

（移住元に関する要件）

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏に在住していた者とする。

（本市に関する要件）

第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- （1）令和2年7月1日から令和3年3月31日の間に本市に住民票を移して転入し、かつ就業を開始したこと。
- （2）特別支援金（就業・起業）の申請時において、本市に転入後1か月以上6か月以内であること。
- （3）本市に、特別支援金（就業・起業）の申請日から3年以上、継続して居住する意思を有していること。

- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (5) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - (6) その他市長が特別支援金(就業・起業)の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (就業に関する要件)

第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)に所在すること。

(2) 就業先が、新潟県の運営する「企業情報ナビ」、又は新潟市就職応援サイト「いがたで働こう」に掲載している法人(国・地方公共団体を除く。)であること。

(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて第2号の法人に就業し、特別支援金(就業・起業)の申請時において当該法人に連続して1か月以上在職していること。

(5) 当該法人に、特別支援金(就業・起業)の申請日から3年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(起業に関する要件)

第7条 第3条第1項第4号の要件を満たす者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるUIターン創業応援事業の交付決定を受けて1年以内である者とする。

(2) 新潟市中小企業開業資金貸付要綱別表第2で規定する要件を満たし、別表第1に定める金融機関より融資決定を受けて1年以内である者とする。

(特別支援金(就業・起業)の申請)

第8条 特別支援金(就業・起業)申請者は、特別支援金(就業・起業)交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)、特別支援金(就業・起業)に係る就業先の就業証明書(別記様式第2号)及び本人確認書類を本市に提出する。この場合において、次の各号の要件に該当することを証する書類を本市に提出する。

(1) 第4条の要件

(2) 第5条の要件

(3) 第6条又は第7条のいずれかの要件

(特別支援金(就業・起業)の支給方法)

第9条 第8条の申請が第4条から第7条までに規定する要件に該当すると認めるときは、特別支援金（就業・起業）交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）を交付し、特別支援金（就業・起業）を支給するものとする。

（特別支援金（就業・起業）の全額返還）

第10条 特別支援金（就業・起業）の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付決定の全部を取り消し、特別支援金（就業・起業）の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる特別支援金（就業・起業）受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

（1）虚偽の申請等を行っていた場合

（2）特別支援金（就業・起業）の申請日から3年未満に本市から転出した場合

（3）特別支援金（就業・起業）の申請日から1年以内に特別支援金（就業・起業）の要件を満たす職を辞した場合

（4）UIターン創業応援事業に係る交付決定を取り消された場合

（5）新潟市中小企業開業資金の融資決定を取り消された場合

（他の補助金との併給の禁止）

第11条 新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく移住支援金及び新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱第8条に基づく特別支援金（体験居住）の交付を受けた者は、特別支援金（就業・起業）の交付を受けることができないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金（就業・起業）の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。